

入札結果報告

単位:円

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 物 品 番 号 | 令和4年度 長契第193号 |
| 物 品 名 称 | 除雪ホイールローダー |
| 納 入 場 所 | 別紙仕様書のとおり |
| 履 行 期 間 (納 入 期 限) | 契約締結日の翌日から 令和5年10月31日まで |
| 入 札 日 時 | 令和4年12月13日 午後3時30分 執行 |
| 入 札 場 所 | 長浜市役所本庁舎5階契約管理課執務室 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| No. | 業 者 名 | 第1回 入札額 | 順位 | 第2回 入札額 | 順位 | 第3回 入札額 | 順位 |
|-----|-----------------|------------|----|---------|----|---------|----|
| 1 | (有)朝日松田自動車 | 辞退 | | | | | |
| 2 | 近江自動車工業(株) | 辞退 | | | | | |
| 3 | (有)小川自動車整備工場 | 辞退 | | | | | |
| 4 | 奥村自動車工業(有) | 辞退 | | | | | |
| 5 | カーサポートミヤゲン(株) | 辞退 | | | | | |
| 6 | (有)カープラザフジ | 辞退 | | | | | |
| 7 | カーライフ北近江(株) | 辞退 | | | | | |
| 8 | (有)北川自動車工業 | 辞退 | | | | | |
| 9 | (株)小崎商会 | 辞退 | | | | | |
| 10 | (有)湖北モータース | 辞退 | | | | | |
| 11 | 小森自動車工作所 小森 富士雄 | 辞退 | | | | | |
| 12 | (株)新栄自動車 | 11,100,000 | 1 | 落札 | | | |
| 13 | (有)杉江自動車 | 辞退 | | | | | |
| 14 | 田川モータース 伊藤 俊光 | 辞退 | | | | | |
| 15 | 中谷自動車工業(株) | 辞退 | | | | | |
| 16 | (株)モミヤマモータース | 辞退 | | | | | |
| 17 | (有)山内自工 | 無効 | | | | | |
| 18 | (有)山口モータース | 11,400,000 | | | | | |
| 19 | 横関自動車(有) | 辞退 | | | | | |
| 20 | | | | | | | |

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額である。

仕様書

除雪ホイールローダー（標準バケット0.6 m³級 キャブ式）

令和4年度

長 浜 市

第1章 概要

この仕様書は、汎用プラウ付除雪ドーザ【機体：標準バケット0.6 m³級、キャブ式】に適用するもので、納入機は下記に定める諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定され、2次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については発注者長浜市（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「供給者」という）が協議のうえ決定するものとする。

第2章 仕様

第1節 汎用プラウ付除雪ドーザ（0.6 m³級 キャブ式） 1台

1. 主要諸元

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） | 5,200 mm 以下 |
| (2) 全幅（車両単体） | 1,700 mm 以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,000 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 270 mm 以上 |
| (5) 車両総重量（汎用プラウ時） | 3,300 kg 以上から 4,300 kg 未満 |
| (6) 最小回転半径（最外側部） | 4.0m 以下 |
| (7) 乗車定員 | 1 人 |
| (8) 走行速度（前進） | 15 km/h 以上 |
| （後進） | 15 km/h 以上 |

2. 車体

| | |
|-----------|------------------|
| (1) 機関形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 28.0 kW 以上 |
| (2) 運転室構造 | 全鋼製密閉形 |
| 窓 | (前・後)冬用ワイパーブレード付 |
| (3) タイヤ形式 | スタッドレスタイヤ |

3. 除雪装置

| | |
|----------|-----------------|
| (1) 形式 | マルチプラウ式（油圧式カプラ） |
| (2) 能力 | |
| アングリング角度 | 左右各 25 度 以上 |
| (3) プラウ | |

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 構造 | 鋼板円筒曲面構造 |
| 全幅 (ストレート時) | 2,180 mm 以上から 2,400 mm 以下 |
| 全高 (ストレート時 中央部) | 500 mm 以上 |
| (ストレート時 端部) | 500 mm 以上 |
| そり | 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること |
| 切刃 | ストレート形平形刃先 (JIS D6101) |

4. 除雪装置 (その他)

| | | |
|-------------|-----------------------------|-----------------------|
| (1) スノーバケット | 容量 | 0.6 m ³ 以上 |
| (2) クイックカプラ | 型式 | 油圧式 |
| 能力 | マルチプラウとスノーバケットの交換を速やかに行えること | |

5. 計器類

| | |
|--------------------|-----|
| (1) 燃料計 | 1 式 |
| (2) アワーメータ | 1 式 |
| (3) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (4) 水温計 | 1 式 |
| (5) 充電警告灯 | 1 式 |

6. 照明装置類

| | |
|----------------|---------------------|
| (1) 前方作業灯 | 1 灯 |
| (2) 後方作業灯 | 1 灯 |
| (3) 黄色灯火 (散光式) | 全幅 400 mm 以上 1 式 |
| (4) その他標準照明装置類 | 1 式 |

7. 付属装置及び付属品

| | |
|---------------------------------|-----|
| (1) バックブザー | 1 式 |
| (2) エアコン | 1 式 |
| (3) ウインドウウォッシャー (前面、電動式) | 1 式 |
| (4) 床マット | 1 式 |
| (5) タイヤチェーン (Hタイプとワイヤー式バンド4本含む) | 4 本 |
| (6) 標準付属工具 | 1 式 |
| (7) 取扱説明書 | 1 部 |
| (8) 部品表 | 1 部 |
| (9) 履歴簿 | 1 部 |

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。
プラウ前面は赤色塗装とする。

第3章 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は供給者において準備するものとする。

第4章 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、供給者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と供給者が協議のうえ、供給者に無償修理を行わせることがある。

第5章 その他の事項

1. 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

2. 灯火の取付け方法の指定

黄色灯火の取付け方法は、次のとおりとする。

(1) 黄色灯火の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

(2) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付け部分に必要な補強を行うものとする。

3. 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については供給者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は供給者の負担とする。

4. 文字入れについて

車両本体に記入する文字

「令和4年度 社会資本整備総合交付金事業」

市章 長浜市

プラウ及びスノーバケットに記入する文字

「建設機械番号」

記入場所、文字の大きさ等については、発注者と協議の上、決定する。

5. 下取り車両について

現車確認を希望する場合は、下記日時、場所において現車確認を実施するので、当日現地に集合すること。

なお、下取り車両の車検証の写しの配布は行わないが、現車確認の際、現地で閲覧（カメラ撮影）することは可能とする。

1) 日時 令和4年11月30日（水）午後1時から午後2時まで

2) 場所 今川雪寒基地（長浜市今川町176番地1）別添：位置図のとおり

(特記事項)

下取り機械の引き渡しは概ね現状渡しとし、契約後速やかに行うこと。また、引渡し以降の手続きは供給者が行なうものとし、これらにかかる費用および運搬等引取りにかかる費用は下取り価格に含むものとする。引き渡し後は、所有者及び使用者を供給者に名義変更するとともに、一時抹消登録し、これらが確認できる公式文書を提出すること。

下取り車両

| | |
|--------|--------------|
| 車名 | トヨタ ランドクルーザー |
| 取得年月 | 平成2年11月 |
| 登録番号 | 滋賀88す1453 |
| 型式 | S-PZJ77V |
| 車台番号 | PZJ770001391 |
| 車検有効期限 | 令和4年11月 |
| 走行距離※ | 25,349Km |

※ 走行距離については、令和4年8月現在の数値である。

6. 入札金額について

入札書に記載する金額は、付属装置及び付属品を含めた納入機価格に運送費、車検費等の付帯費用及び自動車損害賠償責任保険料(25ヶ月分)を加算した金額とする。
(付帯費用、法定費用、下取り費用調整額を含む税込総額)

7. 納品場所

長浜市役所湖北支所 長浜市湖北町速水2745番地

8. 納入期限

令和5年10月31日(火)

9. 仕様確認について

別紙「仕様確認書」に納入車両の性能・諸元が確認できるカタログ等を添付し提出すること。なお、契約締結後の納入車両の変更は認めない。

- (1) 提出期限 令和4年12月6日(火)午後1時まで(市の休日は除く)
- (2) 提出先 長浜市役所都市建設部道路河川課(本庁舎2階)
- (3) 提出方法 持参に限る

※仕様を満たされていないと判断された場合は、入札に参加できないものとし、令和4年12月7日(水)午後1時までに連絡する。

また、仕様確認書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす。

10. 質問等について

(1) 質問がある場合には、その旨を記載した書面(様式自由)により次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和4年12月1日(木)正午まで(市の休日は除く)
- イ 提出場所 長浜市役所都市建設部道路河川課
- ウ 提出方法 持参またはFAX(FAXを送信した場合は電話にて長浜市役所都市建設部 道路河川課の確認を受けること)

(2) 質問があった場合の回答は、次のとおりとする。

令和4年12月5日（月）指名業者全者にFAXで通知するとともに、道路河川課にて掲示する。

11. 問合せ先

長浜市役所都市建設部道路河川課 TEL 0749-65-6531 FAX 0749-65-6760